

労働者派遣法第23条第5項に基づく、労働者派遣事業の情報提供

株式会社シーケル 本社

住所：千葉県千葉市中央区新田町12番1ト-シ千葉ビル5階

派遣労働者数（1日平均）	142 人
派遣先企業数	35 件
労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均	15,048 円
派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	9,961 円
マージン率(小数点以下第2位を四捨五入)	33.8 %（交通費・有給休暇を除く）

株式会社シーケル 鹿島支店

住所：茨城県神栖市居切字砂山1575-2（中国木材株式会社 鹿島社員寮A棟内）

派遣労働者数（1日平均）	113 人
派遣先企業数	7 件
労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均	16,303 円
派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	10,864 円
マージン率(小数点以下第2位を四捨五入)	33.4 %（交通費・有給休暇を除く）

派遣労働者の教育訓練に関する事項

入職時教育（派遣基礎知識・保険関係） ビジネスマナー教育（挨拶・報連相）
コミュニケーション教育 マネジメント教育 接客マナー教育 工具の取扱教育
OA機器操作教育 フォークリフト運転技能講習など

キャリアコンサルティングの相談窓口

株式会社シーケル 本社	043-247-6466
株式会社シーケル 鹿島支店	0299-91-0011

労働者派遣法第30条の4第1項 労使協定について

労使協定の締結の有無	有
対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者 ※派遣先均等・均衡方式を適用しなければ雇用を維持出来ない等、特段の事情がある場合を除く。
労使協定の有効期間の終期	2022年3月31日